平成２５年（フ）第６２号
鳥取県鳥取市緑ケ丘２丁目73番地１　コーポフジグリーン201号、旧住所鳥取県鳥取市国府町奥谷２丁目215番地２　ライジングサンガーデンⅡ103号
債務者　山本　成人
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７９号
鳥取県鳥取市美萩野１丁目55番地３　県住78号、旧住所鳥取県鳥取市河原町長瀬38番地２クンパーンⅠ201号
債務者　山根　正弘
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２号
鳥取県鳥取市源太18番地２　県住Ｆ―11号
債務者　森木　慎也
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字長和田1835番地１ゆりはま大平園、旧住所鳥取県八頭郡智頭町大字早瀬236番地２
債務者　田中　福雄
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第７３号
鳥取県日野郡日野町黒坂1263番地
債務者　宮原　初行
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第１０号
鳥取県米子市博労町４丁目165番地　204号
債務者　大田　勝善
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第９１号
岡山県勝田郡勝央町岡1275番地１
債務者　樋口　　勝
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第１２４号
岡山県勝田郡勝央町黒土146番地６
債務者　山原　知之
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第１６号
岡山県津山市八出1267番地２
債務者　榎本　一夫
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第１９号
岡山県津山市東一宮37番地７
債務者　廣﨑　隆志
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第１１６９号
広島市安佐南区西原２丁目７番30―３号
債務者　栗塚　博子
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６７号
広島市中区大手町３丁目10番７号、住民票上の住所山口県防府市大字植松617番地の２
債務者　井原　啓子（旧姓板垣）
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３６号
広島県三原市大和町和木1682番地　市営和木団地住宅11－２号
債務者　藤原　宏一
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３９号
広島県廿日市市可愛11―26高津ビル301号、住民票上の住所山口県岩国市楠町３丁目３番26号
債務者　新荘　康浩
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３０７号
愛媛県松山市森松町635番地５　西山ハイツ101号
債務者　忽那あけみ
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９号
愛媛県新居浜市角野新田町１丁目10番11号、前住所愛媛県新居浜市久保田町３丁目11番17号
債務者　木村　孝司
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第２２号
愛媛県四国中央市川之江町1845番地　アークマンション103号、前住所愛媛県四国中央市川之江町612番地１　西新町団地５区の１―19棟４号
債務者　佐藤　真衣
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
松山地方裁判所西条支部